

利用上の注意

1 表章記号の規約

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 計数のない場合 | — |
| (2) 統計項目のありえない場合 | ・ |
| (3) 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 | … |
| (4) 表章単位の 1 / 2 未満の場合 | 0、0.0 |

2 統計表利用上の注意

- (1) 施設・事業所の分類は法律によった。
- (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。
- (3) 都道府県・指定都市・中核市の統計表は、施設の所在地ではなく、施設を設置又は認可（届出）した都道府県・指定都市・中核市で計上した。また、国立の施設は「国」に計上し、いずれの都道府県・指定都市・中核市にも含まれていない。
- (4) 施設の定員は、認可等を受けた定員とした。また、次の施設については、以下のとおりである。
 - ア 助産施設については、児童福祉法の規定による認可病床数で計上した。
 - イ 宿所提供施設については、人員で計上した。
 - ウ 母子生活支援施設については、世帯数で計上した。
- (5) 入所施設において通所（園）部門を併設している施設の定員及び在所者数は、入所＋通所の定員、在所者数である。
- (6) 施設・事業所の従事者については、施設・事業所の設置基準・運営要綱・国庫負担金交付基準などにかかわらず、10月1日現在の状況を計上した。
- (7) 掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。
- (8) 保育所等及び小規模保育事業所の定員及び利用児童数は、保育部分のみで計上した。
- (9) 平成21年以降は調査方法の変更等により、調査対象施設・事業所のうち調査票を回収できなかった施設・事業所があるため、表題または表中に「基本票」と記載がない統計表は全数となっていないものもある。
- (10) 平成23年は東日本大震災の被災地域（津波による浸水地域及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域等を含む市町村。）に所在する施設・事業所（418施設、471事業所）は調査を見合わせた。

【調査を見合わせた市町村】

宮城県 石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県 相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村